

相乗り型公共交通「とりモビ」実証運行を再開

☎ とっとり共創型交通協議会事務局
(本庁舎交通政策課内 54 番窓口)
☎ 0857-30-8326 ☎ 0857-20-3953

令和 5 年度の実証結果をふまえ、令和 6 年度も「とりモビ」の実証運行を行います。

運行期間

令和 7 年 3 月 31 日(月)まで

※12月31日～1月3日 運休

運行時間 8:00～22:00

運行区域 鳥取駅南エリア

乗車運賃 1 回乗車：大人 400 円、小学生 200 円

※定額乗り放題プラン、回数券あり

利用方法 専用アプリまたはカスタマーサポートで予約

■カスタマーサポート

☎ 050-2018-0107
(9:00～19:00)

特設サイト



※1 台で効率的に運行するため、相乗りや走行ルートが遠回りになる場合があります。

暑さに慣れて熱中症を予防しましょう

☎ 駅南庁舎保健総務課
☎ 0857-30-8521 ☎ 0857-20-3964

梅雨の晴れ間や梅雨明けなどは、急に気温が上昇するため、熱中症の危険が高まる最初の時期です。本格的な夏を迎える前に体を暑さに慣れさせることで、熱中症のリスクを減らしていきましょう。

…暑さが本格化する前に取り組みたいこと…

- 運動で適度に汗をかく(ウォーキングやストレッチなど、毎日 30 分程度)
- 入浴(シャワーだけでなく、湯船につかる)
- 十分な睡眠と栄養バランスの良い食事

個人差もありますが、体が暑さに慣れるには数日から 2 週間程度かかります。その日の気温や室内環境、体調に合わせて無理のない範囲で体を暑さに慣れさせましょう。運動時は水分や塩分を適宜補給して、熱中症に十分注意してください。

無理のない範囲で汗をかくことが大切です



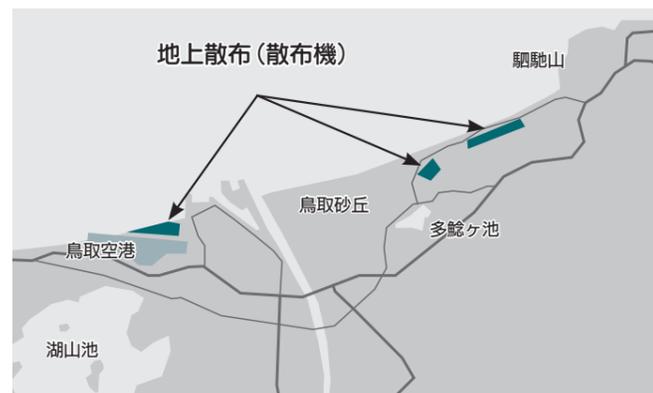
松くい虫防除の薬剤散布にご協力を

☎ (賀露町区域) 本庁舎林務水産課 (46 番窓口) ☎ 0857-30-8311 ☎ 0857-20-3043
☎ (福部町区域) 福部町総合支所産業建設課 ☎ 0857-30-8666 ☎ 0857-74-3714

【散布予定】

散布区域	福部町(湯山)	福部町(海士)	賀露町
散布日	6月4日(火)	6月5日(水)	6月7日(金)
時間	5:00～8:00	5:00～8:00	5:00～12:00

※当日の気象条件などにより予定が変更となる場合があります。



【おねがい】

- 散布当日に散布地域とその付近の山林に入ると、頭痛やめまいなどが起きることがあります。散布後 1 週間程度は散布区域への立ち入りを控えてください。
 - 散布中は地域内での駐車は避けてください。薬剤がかかったと思われるら、すみやかに洗車してください。
 - 散布区域内で山菜などを採られる人は、散布前日までに採ってください。
 - 散布区域付近に住んでいる人は、当日の午前中は、洗濯物などを外に干さないようにしてください。
 - 福部町での薬剤散布については、交通規制を実施する為、ご理解ご協力の程よろしくお願いします。
- ※使用する薬剤は、松くい虫をはじめとする林業害虫防除用のスミパイン乳剤(MEP80)を水で薄めたものです。

後期高齢者医療制度

☎ 鳥取県後期高齢者医療広域連合業務課
☎ 0858-32-1099
☎ 本庁舎保険年金課 (13 番窓口)
☎ 0857-30-8225 ☎ 0857-20-3906

令和 6・7 年度の保険料率が決定しました

後期高齢者医療制度の保険料率は、鳥取県後期高齢者医療広域連合が今後 2 年間の被保険者数や医療費等を算定し、その期間を通じて財政の均衡を保つことができる率とすることとされており、2 年ごとに見直しを行っています。ご理解いただきますようお願いいたします。

【均等割額】 【所得割額】
年額保険料 = 52138 円 + 賦課のもととなる所得 × 10.64%

		令和6年度	令和7年度
均等割額		5万2138円	
所得割率	賦課のもととなる所得金額 58万円以下	9.83%	10.64%
	賦課のもととなる所得金額 58万円超	10.64%	
賦課限度額		80万円	

- ※保険料の最高額(賦課限度額): 80 万円
- 次の人は激変緩和措置により、令和 6 年度に限り、賦課限度額が 73 万円となります
- ①昭和 24 年 3 月 31 日以前に生まれた人
- ②障害の認定を受け、被保険者の資格を有している人
- ※所得割率 10.64%は激変緩和措置により、令和 6 年度に限り、賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下の方は 9.83%となります。
- ※所得が低い人については、均等割額の軽減措置が適用されます。
- ※後期高齢者医療制度に加入する前日に健康保険などの被扶養者であった人は、所得割額はかかりません。また、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、均等割額が 5 割軽減されます。
- 均等割額の軽減措置など、詳しくは本市公式ウェブサイトをご覧ください。



Pick up information

ピックアップインフォメーション

こども誰でも通園制度の試行的事業を開始

☎ 駅南庁舎幼児保育課
☎ 0857-30-8236 ☎ 0857-20-0144

就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付(こども誰でも通園制度)の本格実施を見据え、7 月より試行的事業を開始します。

対象 市内に住民票があり、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない生後 6 カ月から 3 歳未満の子ども

内容 利用可能時間 9:00～16:00 (月 10 時間まで)

実施期間 7 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

実施保育園 富桑保育園・美和保育園・湖南保育園

料金 1 人当たり 1 時間 300 円

受付 6 月 3 日(月)～

※詳しくは本市公式ウェブサイトをご覧ください。



介護保険負担限度額認定証の更新手続き

☎ 本庁舎長寿社会課 (13 番窓口)
☎ 0857-30-8212 ☎ 0857-20-3906

現在お持ちの認定証の有効期限は 7 月 31 日です。介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院)に入所中の人は、施設が代行で申請手続きを行う場合がありますので、施設へご相談ください。認定証をお持ちの人には更新のお知らせをお送りする予定です。

8 月から制度が一部改正され、負担限度額(本人負担額)が変更になります。詳しくは本市公式ウェブサイトをご覧ください。

受付期間 6 月 3 日(月)～28 日(金)

ところ 本庁舎長寿社会課
各総合支所市民福祉課

必要なもの 本人確認書類、代理権を確認できる書類など

